

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号
SK2021210
S2022075

③施設名等	
名称：	和歌山すみれホーム
施設長氏名：	児玉 弘
定員：	40世帯
所在地(都道府県)：	和歌山県
所在地(市町村以下)：	和歌山市松江中1-4-2
T E L：	073-499-8650
U R L：	http://www.w-sumirehome.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	2016/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	公益社団法人 和歌山県母子寡婦福祉連合会
職員数 常勤職員：	15名
職員数 非常勤職員：	4名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	40室・40世帯 一般 32.281㎡ 多人数 36.673㎡
施設設備の概要（イ）設備等：	保育室、学習室2室（学習用・遊び用）、心理療法室、調理室
施設設備の概要（ウ）：	コインランドリー、セキュリティシステム完備、IH調理器、エアコン
施設設備の概要（エ）：	台所、風呂、トイレ、洗面台、洗濯パン、インターネット環境 等

④理念・基本方針
【理 念】○母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支えます。
【基本方針】○母と子の意向を尊重し、心身ともに健やかに育成・支援します。
○常に職員の研鑽と資質向上に励みます。
○福祉サービスの提供を通して、地域社会に貢献します。

⑤施設の特徴的な取組
・母と子の人権侵害を許さず、敬意を持って生活を守るための支援を行う。
・母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支える。
・職員の研鑽と資質の向上に努める。
・地域社会から信頼される施設として支援を行う。

⑥第三者評価の受審状況	
評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/5/31
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/3/17
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）

⑦総評

【特に評価が高い点】

○入居家族の4割がDV、子どもの6割は虐待経験を持つ利用者に、平均年齢51歳、平均在職期間10年の職員構成で支援にあたり、長年培ってきたスキルをフルに生かして生活支援、就労支援、子育て支援、学習・進路支援と多方面にわたり母と子に届くきめ細やかな取組が母子の自立に結びついている。また、希望者には入居中および退居後もカウンセリング（その間子どもは一時保育）を継続し、母子の健全な社会生活の継続に精力的に取り組んでいる。

【改善が求められる点】

○法人の責任として、組織的に取り組むべき点

①常務理事でもある施設長が中心となり、法人の役員会で経営状況や課題についての理解を求めるなど、職員も含めた法人全体で、組織的に経営の課題解決・改善のための取組が望まれる。

②施設長、主任2名・副主任1名を配した組織で利用者の支援にあたっているが、特に喫緊の課題や利用者の問題も少ない現状に満足することなく、主任を軸に広く社会のニーズに応えうる母子生活支援施設の使命・役割について、中長期を展望した施策の計画と年度毎の事業計画での施行が求められる。

③法人におけるコンプライアンスの規程の策定や、各種ハラスメントの窓口設置、公益通報体制の整備が望まれる。

④利用者の入所（一時保護・ショートステイ）から在居中および退居後に至る支援について、系統的に可視化し、新採職員や当事者はじめ関係機関・団体・地域等に広く情報を提供するとともに、施設への理解と協力をより強化する取組が求められる。

○施設長の責任として取り組むべき点

①施設長自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にして、職員に周知することが望まれる。

②質の改善委員会や業務改善委員会を設置するなど、支援の質の向上や、業務改善のための体制を構築し、施設長自ら積極的に参画することが望まれる。

③福祉人材確保・育成の方針を確立し、具体的な計画を策定するとともに、職員の教育・研修に関する基本方針・計画を策定し、定期的に見直すことが望まれる。

④「期待する職員像等」と、人事基準（昇格基準・配置基準・採用基準等）を明確化し、適正に職員を評価し、処遇改善策を検討するとともに、目標管理の仕組みや個別面接の実施が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、第三者評価を受審することで、施設運営・支援を見直す良い機会となりました。

改善が求められる課題に関しては改めて職員間で見直し、現状に即した支援ができるように取り組んでまいりたいと思います。

有難うございました。□

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、母親と子どもへの周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
【コメント】		
運営理念・基本方針や倫理要綱が策定され、職員には会議等で周知するとともに、施設案内のパンフレットにも記載して、入所時に丁寧に説明している。また、玄関や廊下にも掲示するとともに、外国籍の利用者用に、英文での運営理念等も作成している。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 母親と子どもの数・母親と子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	☐ 定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする母親と子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
【コメント】		
施設長は、和歌山県母子生活支援施設協議会、近畿ブロックの母子生活支援施設協議会の会長であり、それぞれの運営事務局を設置しており、全国の母子生活支援施設の情報収集や、国や県、和歌山市の動向把握を行っている。今後、収集した情報等を十分分析し、施設の経営に役立てることが望まれる。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c
	☐ 経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
【コメント】		

施設長は法人の常務理事であるが、経営状況や課題について、法人の役員間で共有がなされておらず、職員にも周知されていない。
今後、常務理事でもある施設長が中心となり、法人の役員会で経営状況や課題についての理解を求めるなど、職員も含めた法人全体で、組織的に経営の課題解決・改善のための取組が望まれる。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
【コメント】		
中・長期計画は策定されているが、具体的内容についての数値目標や、達成期限などが設定されていない。 今後、経営状況の改善や課題解決を進めていく中で、理念や基本方針の実現に向け、具体的な内容を示した中・長期計画の見直しが望まれる。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
【コメント】		
単年度計画は、その項目立てが中・長期計画と全く異なっているため、中・長期計画の進捗把握が困難なので、中・長期計画と項目を一致させた、単年度計画の内容に見直すことが望まれる。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	○
【コメント】		
単年度事業計画の策定については、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われているが、中・長期計画は、それらが行われていないので、今後、中・長期計画の評価・見直しにおいて、組織的に実施することが望まれる。		
②	7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a

☐ 事業計画の主な内容が、母親と子どもに周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
☐ 事業計画の主な内容を子ども会や母親会等で説明している。	○
☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、母親と子どもがより理解しやすいような工夫を行っている。	○
☐ 事業計画については、母親と子どもの参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【コメント】

単年度計画は、母親集会や掲示の方法により、母親と子どもに周知されて、その理解を促しており、外国人に向けての英語表記の工夫も実施されている。

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	☐ 支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	

【コメント】

支援の質については、年に1回自己評価を行うとともに定期的に第三者評価を受審しているが、その内容の検討や分析は、組織的に行われず、随時、個々の職員の間で実施されている。今後、質の改善委員会を設置するなど、支援の質の向上に係る組織的な取組が望まれる。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

評価結果については、職員間で共有しているが、改善策については、個々の職員の間で実施されている。今後、改善すべき課題などを文書化し、組織的に改善計画を策定するとともに、実施状況を評価し、改善計画を見直していく取組が望まれる。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	c
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	

☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】

施設長不在時の権限委任規定は定められているが、施設長自らの経営・管理に関する方針と取組が明確にされていないので、それらを明らかにして職員に周知することが望まれる。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	c
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

【コメント】

常務理事である施設長は、法令遵守を含む研修会に参加しているが、施設内における法令遵守の具体的な体制づくりに取り組んでいない。今後、法人におけるコンプライアンスの規程の策定や各種ハラスメントの窓口設置、公益通報体制の整備が望まれる。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	c
	☐ 施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	☐ 施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	☐ 施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	☐ 施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	☐ 施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	

【コメント】

施設長は、支援の質の向上に係る研修について、職員を参加させているが、自ら、支援の質の現状分析や評価に取り組んでいない。今後、質の改善委員会などを設置し、支援の質の向上のための体制を構築し、自ら積極的に参画することが望まれる。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	c
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

【コメント】

施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める、具体的な取組を行っていない。今後、業務改善委員会等を設置するなど、経営改善や業務の実効性向上の体制づくりに取り組むことが望まれる。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	□支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○
【コメント】 人材確保はハローワークを通じて行い、特別生活指導費加算職員が2名配置されている。今後、福祉人材の確保・育成の方針の確立と、具体的な計画の策定が望まれる。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
	□法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	□人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
【コメント】 「期待する職員像等」が明確でなく、人事基準(昇格基準・配置基準・採用基準等)も明確に定められていない。今後、これらを明確化するとともに、定められた人事基準により、適正に職員を評価し、処遇改善策を検討することが望まれる。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	c
	□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
	□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
	□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	□改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	

☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。															
【コメント】 職員の就業状況の記録（出勤簿・有給休暇や時間外労働のデータ等）は整備されているが、メンタルヘルスやハラスメントなどの相談窓口が設置されておらず、職員との個別面談も実施されていない。今後、職員の相談体制を整備するとともに、ワークライフバランスに配慮し、働きやすい職場づくりの取組が望まれる。															
（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。															
①	<table border="1"> <tr> <td> 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 </td> <td>c</td> </tr> <tr> <td> ☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> ☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> ☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> ☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 </td> <td></td> </tr> </table>	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。		☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。		☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。		☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。					
17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c														
☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。															
☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。															
☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。															
☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。															
【コメント】 「期待する職員像等」が明確でなく、目標管理の仕組みや個別面接も実施されていない。今後、「期待する職員像等」を明確化するとともに、目標管理等による職員育成のための体制構築が望まれる。															
②	<table border="1"> <tr> <td> 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 </td> <td>c</td> </tr> <tr> <td> ☐ 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> ☐ 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> ☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> ☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> ☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 </td> <td></td> </tr> </table>	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c	☐ 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。		☐ 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。		☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。		☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。			
18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c														
☐ 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。															
☐ 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。															
☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。															
☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。															
☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。															
【コメント】 「期待する職員像等」が明確でなく、職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。今後、「期待する職員像等」を明確化し、職員の教育・研修に関する基本方針・計画を策定するとともに、定期的に計画を見直すことが望まれる。															
③	<table border="1"> <tr> <td> 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。 </td> <td>b</td> </tr> <tr> <td> ☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td> ☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> ☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> ☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td> ☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td> （社会的養護共通） ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。 </td> <td></td> </tr> </table>	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。		☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。		☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○	（社会的養護共通） ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b														
☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○														
☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。															
☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。															
☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○														
☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○														
（社会的養護共通） ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。															
【コメント】															

職員の研修参加を推奨するとともに、研修参加への配慮も行っている。今後、個別的なOJTやスーパービジョン体制の確立が期待される。

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
	☐ 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

【コメント】

実習生等の受入は実施していない。今後、実習生等支援のマニュアルやプログラムを策定するなど、実習生等受入の体制づくりの取組が期待される。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	

【コメント】

法人のホームページで、施設の理念や基本方針、法人の事業概要や支援の内容を明示・説明するとともに、第三者評価の受審結果も公開している。今後、法人の事業計画や事業報告、予算、決算情報等を公開するなどの、運営の透明性を高める取組が期待される。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

【コメント】

法人の経理規程が定められ、定期的に外部の税理士事務所から、チェックやアドバイスを受けている。今後、経理の事務分掌の明確化が望まれる。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	☐ 母親と子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	☐ 施設や母親と子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	☐ 母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の母親と子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	(母子生活支援施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○
【コメント】		
地域にこども食堂があり、入所している子どもへの周知や、参加を推奨している。また、園庭の開放など、子どもが友人と遊ぶ環境を整備している。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	☐ ボランティアに対して母親と子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	【コメント】	
ボランティアの受入は行っていないが、外部から教員OBを「学習指導員」として受け入れている。今後、学習支援以外の専門的知見をもつボランティアなどの受入が期待される。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、母親と子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○
【コメント】		
地域の医療機関や警察、ハローワークなどの連絡先一覧表を作成し、職員間での共有や玄関への掲示を行っている。また、福祉事務所や児童相談所、保健所等関係機関とのネットワークを構築し、問題を抱えている利用者に対し、協働して解決するよう取り組んでいる。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b

	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
【コメント】		
地域の自治会の会合へ参加し、自治会構成員の民生委員やPTA役員と意見交換するなど、地域の生活課題等の把握に努めている。		

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	☐ 施設(法人)が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
【コメント】		
法人は、行政の受託事業であるが、費用の一部を負担して、ひとり親家庭に対する日常生活支援や裁判所等への同行支援、家庭訪問、電話相談などを行っており、施設では、それらのアシストを実施している。		

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、母親と子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ 母親と子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ 母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	☐ 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	☐ 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○
【コメント】		
入所者の権利擁護規程や、施設の倫理要綱を定めて、職員全員に周知・共有するとともに、定期的に人権研修を実施し、各職員は、現場で個別の課題対応に取り組んでいる。		

②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
	☐ 母親と子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	○

☐ 一人ひとりの母親と子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、母親と子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	☐
☐ 母親と子どもにプライバシー保護に関する取組を周知している。	☐

【コメント】

プライバシー保護については、職員用のマニュアルと、利用者説明用の文書が策定され、それぞれ周知・共有するとともに、各家庭の郵便ポストや靴箱、収納ボックスなど、細部に至る設備等について、プライバシー保護の工夫を行っている。

(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
	☐ 施設に入所予定の母親と子どもについては、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ 母親と子どもに対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐

【コメント】

施設の紹介は、ホームページやパンフレット等でわかりやすく説明しており、見学等においては、生活のしおりや子どものしおり、保育室のしおり等を用いて丁寧に説明するとともに、英文での書面も準備されている。

②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
	☐ 母親と子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について母親と子どもができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 支援の開始・過程においては、母親と子どもの同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	☐

【コメント】

支援開始時においては、生活のしおりや子どものしおり、保育室のしおり、プライバシー保護対応の文書等を用い、支援の内容をわかりやすくサービスメニュー化して丁寧に説明し、同意の過程を書面で残している。また、英文での書面も準備されている。

③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	☐
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	☐
	☐ 施設を退所した後も、施設として母親と子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。	☐
	☐ 施設を退所した時に、母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	☐

【コメント】

他施設への移行時には、適切に引継ぎ文書を作成するとともに、退所時の職員用のマニュアルと、利用者の退所手続きをわかりやすい文書を作成して、退所者に丁寧に説明している。また、退所後の電話・来所相談・カウンセリングや、手続き等同行支援を実施しており、それらについても文書を作成して説明している。

(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	☐ 母親と子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	☐
	☐ 母親と子どもへの個別の相談面接や聴取等が、母親と子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	☐
	☐ 職員等が、母親と子どもの満足を把握する目的で、母親と子ども会等に出席している。	☐
	☐ 母親と子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
【コメント】 母親や子どもの満足度を把握するため、行事後にアンケートを実施するとともに、職員は定期面談や母親会の機会を活用して、満足の状況を把握し、行事等の改善に役立てている。		
(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
	☐ 支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を母親と子どもに配布し説明している。	☐
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、母親と子どもが苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	☐
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	☐
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、母親と子どもに必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開している。	☐
	☐ 苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
【コメント】 苦情解決のための規約やマニュアル・手続き、苦情解決の責任者・受付担当者等を定めて、利用者からの苦情対応を実施するとともに、苦情・解決を記録し、その結果をプライバシーに配慮して公開している。現在、第三者委員が選任されていないので、速やかに選任することが望まれる。		
②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
	☐ 母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	☐
	☐ 母親と子どもに、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	☐
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	☐
【コメント】 毎週木曜日に、母親と子どもの生活相談日を設け、それ以外の日でも相談対応するとともに、職員への意見・要望について、事務所用ポストに投函できることを、生活のしおりでわかりやすく周知している。また、相談室も設置している。		
③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の支援の実施において、母親と子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	☐

☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、母親と子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
☐ 意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

母親や子どもが、職員に気安く声をかけられる雰囲気づくりに取り組むとともに、生活相談日や、事務所用ポストを用いて把握した意見・要望等に対応している。

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ 母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

【コメント】

不審者等に対応する防犯マニュアルが作成され、母親や子どもの強引な引き取りに備えている。今後、防犯だけでなく、施設内での事故や設備等の安全対策に備えて、リスクマネジメント委員会の設置やマニュアル策定が望まれる。

②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】

感染症対応マニュアルについては、特に、新型コロナウイルス感染症対策が詳細に定められ、感染症発生時には、3階、4階の空き室を活用して、一時隔離の対応を実施している。今後、感染症対策の責任・役割体制を明確にするとともに、医療関係者を招いた勉強会を開催するなど、感染症対策の強化が期待される。

③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	

☐ 母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
【コメント】 災害や火災時等の避難計画が定められ、定期的な訓練が実施されるとともに、備蓄物資のリストを作成し、備蓄管理を行っている。令和3年に発生した市の水管橋崩落により、一定期間給水が停止されたことを一つの教訓として、地震や台風によるライフラインの停止や、職員の被災による人員不足等を想定した、事業継続計画を定めることが期待される。	

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。 ☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ☐ 標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。 ☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	b ○
【コメント】 入居者への支援は、支援サービスメニューや保育室のしおり・生活のしおり等に記されているが、どれもが職員個々の経験を基盤とし実効性に開差がある。様々な課題を持つ利用希望者や入居者の目線に立って、利用者に安全と安心を提供できる母へ・子どもへのきめ細やかな「職員の誰にも求められる基本的関わり」について、職員の意思統一のもとで再編・強化の取組が望まれる。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 ☐ 支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。 ☐ 支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。 ☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。 ☐ 検証・見直しにあたり、職員や母親と子どもからの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	c
【コメント】 入居者への日ごろの支援は、担当職員により「年2回の面接や行事後のアンケート等」を介して入居者一人ひとりに応じた個別対応がなされている。今後、施設として「標準的な実施方法の再編」とともに、グループケア体制の取組・見直しの構築・強化が求められる。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 ☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。 ☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ☐ 自立支援計画には、母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。 ☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、母親と子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		

自立支援計画は、福祉事務所職員・母子・担当職員の三者話し合いのもと、担当職員が文章化し、再度、母子と福祉事務所の意見を加味して策定されている。ケースによってカウンセリング等メンタルケアを要する場合は専門職の意見も記載し、利用者・職員（施設職員は全員、全ケースの自立支援計画を共有している）及び機関共有のもと、母子の生活自立に向けての細やかな支援活動に反映している。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
	☐ 自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	○
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○

【コメント】

自立支援計画は、入居者の的確な状況の把握とともに、9月と3月に策定の手順で見直され、全職員共有のもと適切な支援の向上につなげている。

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 母親と子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	☐ 自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。	○
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

【コメント】

入居者の日々の動向は電子データに記載するとともに、全職員はタイムリーに情報を共有し、時差のない適切な支援に取り組んでいる。一方、記録は公益社団法人の公文書と位置づけて、担当職員の日ごろの支援活動の記載に主観や開差がなく、客観的で精度の高いものとなるよう更なる職員の自己研鑽が期待される。

②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	☐ 個人情報保護規程等により、母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	☐ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	○

【コメント】

日々の支援活動の記録の取扱いについて、個人情報保護の観点から、担当職員段階の現況から「施設体制としての取組」への体制整備が望まれる。

内容評価基準（25項目）

A－1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	☐ 母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	☐ 母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	○
	☐ 必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。	
	☐ 母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。	○
【コメント】		
外部講師による人権研修会の実施をはじめ、施設内においては、職員は入居者の権利擁護についての行動規範を可視化し、その遂行・発生防止等に取り組んでいる。反面、職員によりその理解・取組に温度差がある（ヒアリングを通して）。今後、直接支援現場の職員とそれをまとめる主任が中心となって、入居者の「施設・社会内での権利・義務・責任」について、自己研鑽の取組が望まれる。		
(2) 権利侵害への対応		
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	b
	☐ 不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	
	☐ 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。	○
	☐ 不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	
	☐ 職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。	
	☐ 不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。	○
【コメント】		
職員による入居者への不適切な関わりについて、毎日の朝礼や全職員による記録の閲覧を通して相互チェックの仕組みが稼働し、入居者の安心に繋がっている。一方、発生時における施設としての人権侵害事案への対応・関係機関に報告・当事者の聞き取り・再発防止等の一連の取組について、よりの確な体制の構築が望まれる。		
②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
	☐ 不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。	
	☐ 不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	○
	☐ 不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。	

☐ 不適切な行為を伴わない人とのかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。		○
【コメント】 施設として、虐待やDV経験者に対し、これまでの生活環境からの認知の歪みを持つ虐待やDV経験者に具体的事例を介して、「客観的な認識・判断力習得援助」の取組が望まれる。		
③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 ☐ 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。 ☐ 子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。 ☐ 不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。 ☐ 常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】 職員は、日ごろから子どものみならず母親の施設・居室・施設外での言動把握に努め、職員全員で情報を共有し、母親も含めリスク・クライシス管理（危機管理）に精力的に取り組んでいる。		
(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
①	A5 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 ☐ 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。 ☐ 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。 ☐ 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。 ☐ 母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。 ☐ 母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。	b ○ ○ ○
【コメント】 施設内のこども会活動や、地域への通塾やこども食堂参加等の機会を介して、子ども自身の前向きな生活意欲の向上へのつながりとともに、母親においても「新たな生活設計」への意欲向上につながる、SST（社会生活技能訓練）や自己肯定感の高める支援が期待される。		
(4) 主体性を尊重した日常生活		
①	A6 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。 ☐ 母親や子どもの自尊心や強みを大切に支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。 ☐ 母親と子どもに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワメントしていく支援を行っている。 ☐ 常に母親と子どもの主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。	a ○ ○ ○
【コメント】 施設は、母親と子どもの意見を反映した自立支援計画を共同策定し、全職員共有のもと「安全で安心な生活空間」を提供している。職員は、入居者の社会生活再開のエネルギーの蓄積、抱える課題の解決に向けて常に寄り添い見守っている。		
②	A7 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a

☐	母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。	☐
☐	母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。	☐
☐	母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。	☐
☐	母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。	☐
☐	行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。	☐

【コメント】

日ごろから、母親の会やこども会を通して要望や意見の把握に努めている。特に、行事は入居者の状況を加味した「みんなが参加できる日時・内容」を企画・施行し、行事後はアンケート実施により、母子目線でも振り返るとともに次年度の行事企画に反映している。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A8 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
☐	退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。	☐
☐	退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。	☐
☐	退所後も電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した(学童保育・学習支援・施設行事への招待等)支援を提供している。	☐
☐	退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。	☐
☐	必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。	☐

【コメント】

日々の細やかなインケア・リービングケアとともに、退所後も電話相談・定期的な訪問援助、希望者へのカウンセリング継続等とともに、母子の安心できる社会生活の維持に積極的に寄り添っている。

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	A9 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
	☐ 母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。	○
	☐ 母親と子どもの課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。	○
	☐ 母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。	○
	☐ 資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。	○
	☐ 専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。	○

【コメント】

入居者一人ひとりの状況は、業務日誌・朝礼等で全職員が把握・共有している。適切な生活・就労支援をはじめ、メンタル面では心理士のカウンセリング、育児面では保育士のサポートを充実させ、子どもの学習・進路には少年指導員が助言指導を行うなど、母子の意思を尊重した支援体制がしっかりと稼働している。

(2) 入所初期の支援

①	A10 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
---	--	---

☐ 入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。	☐
☐ 母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。	☐
☐ 子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。	☐
☐ 必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。	☐
☐ 居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。	☐
☐ 身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるように配慮している。	☐

【コメント】

新規入居者には、これまでの対人関係や家族構成に鑑み、部屋の大きさや、同階・隣室の既住家族との関係性に配慮した生活環境を整えている。職員は母子の心身両面にわたり小さな変化を見落とすことなく、職員一丸となってハード・ソフト両面にわたり「安全・安心の環境」を整えている。

(3) 母親への日常生活支援

①	A11 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
	☐ 生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。	☐
	☐ 心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。	☐
	☐ 必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。	☐
	☐ 経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。	☐
	☐ 支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。	☐

【コメント】

施設の枠を前面に出すことなく、面談により母親の意向・要望・課題を把握し自立支援計画に可視化するとともに、買い物同行や代行支援・家事手伝い等、充実した支援サービスメニューを提供している。

②	A12 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
	☐ 母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。	☐
	☐ 母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。	☐
	☐ 母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 虐待や不適切なかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。	☐
	☐ 必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。	☐

【コメント】

職員は、母親自身の心身の安定化を援助するとともに、虐待・DV・経済的事由等から子育てに不十分だった面に寄り添い、母親が余裕をもって積極的に「わが子の健全な成長に必要な役割」を果たせるように、日々の変化する生活場面の事象を通して積極的かつ適切に関わっている。

③	A13 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
	☐ 母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。	☐

☐ 施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。	☐
☐ 対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。	☐
☐ 社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。	☐
☐ 施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。	☐

【コメント】

施設内での母親間の人間関係や職場での対人関係で生じるストレスや自己否定感等を見逃すことなく、経験により蓄積されたスキルやケース会議等で協議し、課題を持つ母親一人ひとりに届く適切な支援に取り組んでいる。

(4) 子どもへの支援

①	A14 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
	☐ 子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。	☐
	☐ 放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。	☐
	☐ DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。	☐
	☐ 母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。	☐
	☐ 施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。	☐

【コメント】

未就学児から高校生に至る年齢構成で、保育士や少年指導員が中心となり、保育面・学習面を通して得た子どもの変化・成長点を全職員が共有し、母親と共に母親を主軸にした子どもの健全育成のサポートに取り組んでいる。

②	A15 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
	☐ 落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。	☐
	☐ 学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。	☐
	☐ 進学や就職への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。	☐
	☐ 学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。	☐
	☐ 学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。	☐
	☐ 子ども一人一人の個別性を重視した相談・支援を行っている。	☐

【コメント】

少年指導員を中心に、小学生には一人ひとりの基礎学力の向上のため、外部からの学習指導員とともに支援している。中高生には、母親とともに進路支援に寄り添うなど積極的に取り組んでいる。また、地域の学習塾やスポーツ・文化教室を活用し、子どもの成長のために精力的に取り組んでいる。

③	A16 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
	☐ 母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。	☐
	☐ ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。	☐

☐ 悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。	☐
☐ 自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。	☐
☐ 専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。	

【コメント】

職員は、母子関係の変化に気を配り、時に、母親代行の役割を果たしながら親子関係の改善・より良好な関係構築への方向づけを支援している。被虐待経験のある子どもへの施設内外での子ども間の健全な対人関係の設定、大人への不信感の軽減に精力的に取り組んでいる。

④	A17 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。	☐
	☐ 職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。	
	☐ 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。	☐
	☐ 年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。	
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	☐

【コメント】

年1回助産婦による性に関する講座に、子どもと一緒に一部の職員も参加している。今後、性教育を実施する立場にある職員への性に関する研修の実施、強いては、母子に「生きる意欲につながるエネルギーを喚起する関わり方」を提供できる施設体制が望まれる。

(5) DV被害からの回避・回復

①	A18 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
	☐ 緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。	☐
	☐ 24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。	☐
	☐ 役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。	☐
	☐ 緊急時対応マニュアルを作成・整備している。	☐
	☐ 緊急利用のための生活用品等を予め用意している。	☐

【コメント】

職員は、昼夜を問わず、関係機関・当事者のニーズに即応できるようにマニュアルを整備し、ハード・ソフト両面にわたり、また、身体に障がいのある家族にも対応できる部屋環境も整えている。

②	A19 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
	☐ 保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。	☐
	☐ 弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。	☐
	☐ DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。	☐

【コメント】

施設のみならず、福祉事務所や警察・弁護士とも協働して当事者の安心安全を最優先した取り組みがしっかりと稼働している。

③ A20 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。

a

☐ DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。

☐

☐ DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。

☐

☐ 心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。

☐

☐ 必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。

☐

【コメント】

母子に「安全な生活」を提供するとともに、安心につながる心理士によるカウンセリング（入居中・退所後）の実施や、職員による生活・就労・関係機関への同行支援、諸手続きのサポート等、多岐にわたり母子の健全な心身の回復・維持へのサポートが充実し実効している。

（６） 子どもの虐待状況への対応

① A21 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。

b

☐ 暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。

☐

☐ 子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。

☐

☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。

☐

☐ 医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。

☐ 心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。

☐ 被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。

【コメント】

被虐待児への対応は、職員の経験値の域を出ていない。虐待の加害者・被害児童の多様化、被虐待児童の心身への悪影響・顕著な言動の理解と対応等、外部研修への参加とともに、専門分野の講師による施設内研修の実施と、当該子どもへの日常生活場面での支援のスキルが向上する取組が望まれる。

（７） 家族関係への支援

① A22 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

a

☐ 母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。

☐

☐ 子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。

☐

☐ 家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。

☐

☐ 必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。

☐

【コメント】

職員は、自立支援計画策定に伴う母子との面談や日ごろの会話等を通して、施設生活の不安や心配のみならず、入居者一人ひとりの家族状況にも気を配っている。母子間の軋轢の整理をはじめ、母子の社会自立に必要な課題となる親族との関係や協力度を客観的に判断し、母子に寄り添った「社会生活への前向きな意欲」と「将来の生活展望」につながる家族・親族関係を整える取組が稼働している。

（８） 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援

①	A23 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
	□社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。	○
	□公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。	○
	□精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。	○
	□障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。	○

【コメント】

多様な入居ケースに対し、公益社団法人の事業・施設資源のみならず、関係諸機関の専門分野の協力及び協働による入居者への適切な支援を心がけ、積極的に取り組んでいる。

(9) 就労支援

①	A24 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
	□母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。	○
	□資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。	○
	□公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。	○
	□母親が安心して就労できるように補完保育(残業や休日出勤時の保育等)、病後児保育、学童保育などを行っている。	○

【コメント】

施設内にある就業・自立支援センターの活用や、ハローワークの就労紹介を介して就労に繋げるとともに、就労に伴う子育てを援助するなど、母親が安心して仕事に従事でき、社会自立につながるように一人ひとりの実情に沿った適切な支援が稼働している。

②	A25 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
	□職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。	○
	□母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。	○
	□障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。	○
	□就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	○
	□必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。	○

【コメント】

母親の抱える課題や心身の状況に応じて、就労時間・職種・職場の環境調整など、作業所の活用も含めた一人ひとりの状況に合わせて確認した適応プログラムを職場とも共有し、就労生活の定着に精力的に取り組んでいる。